

大気汚染に係る環境基準

物質名	平均化時間	数値目標	評価方法
二酸化硫黄	1 時間値	0.1ppm 以下	<p>〈短期的評価〉</p> <p>定められた測定方法により連続してまたは随時に行った測定結果により、測定を行った日についての 1 時間値の 1 日平均値または各 1 時間値を環境基準と比較してその評価を行う。</p>
	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm 以下	
			<p>〈長期的評価〉</p> <p>年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、高い方から 2%の範囲にあるもの(365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値)を除外した最高値(1 日平均値の年間 2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。ただし、人の健康の保護を徹底する趣旨から、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合は、このような取扱いは行わない。</p>
	S48.5.16 告示第 35 号		S48.6.12 環境庁大気保全局長通知
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値	0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内又はそれ以下	<p>〈長期的評価〉</p> <p>年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、低い方から 98%目に相当するもの(1 日平均値の年間 98%値)を環境基準と比較して評価を行う。</p>
		S53.7.11 告示第 38 号	
ダイオキシン類	1 年平均値	0.6pg-TEQ/m ³	<p>〈長期的評価〉 同一測定点における 1 年間すべての検体の測定値の算術平均値により評価する。</p>
		H11.12.27 告示第 68 号	